

平成19年度勸奨退職特例措置の実施について(案)

1 趣旨

人事の刷新及び職員構成の適正化をより一層図るため、勸奨退職制度の特例措置を実施する。
なお本年度の実施については、昨年度と同様、特例措置が必要と認める区において実施するものとする。

2 特例措置の内容

(1) 勸奨退職要件の特例

- ①年齢50歳以上55歳未満で、勤続年数20年以上25年未満の者
- ②年齢45歳以上50歳未満で、勤続年数20年以上の者

(2) 早期退職者割増率の特例

特例割増率を3%とする。

3 実施時期

平成19年度中において、各区の判断により必要と認める期間に実施する。